川崎市高津区選挙管理委員会告示第27号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年10月12日

川崎市高津区選挙管理委員会 委員長 石 貫 玲 子

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市高津区役所 5階会議室	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	10月13日から
川崎市高津区役所 橘出張所 2階会議室	川崎市高津区千年1362番地1	10月25日まで